

(Epigraphia Indica Vol. XV 所載 Dāmodarpur 村発見文書)

縮尺七分之六

佐藤氏論女及び一〇六頁参照

グプタ朝 (西紀四―八世紀) 印度社会の一考察 上

佐 藤 圭 四 郎

失はれつ」も尚ほ可成り強固に残存してゐた時代であつて、氏族の分解によつて生れた支族が村の族的結合の中核をなし、 的な発展を孕みながらも尚ほその機能を果しつゝあつた村落共同体は、回教徒の侵入によつてその内容を一変し、徴税組織と 税組織の上に見られ、更に共同体の余剰入口による未耕地の耕作をめぐつて、王と共同体の対立が見られる。そしてかゝる内 れに属する家族の成員と、非血緣的な隷属民、乃至移住者との弁別が、村の内部の持分地と、村の境界の享受地の間に、収徴 土地譲与の銅板文書の出現によつて漸く曙光が見え始めた。西紀四一八世紀のグブタ時代は、この共同体の血緣的要素が漸次 してのザミンダール制に再編成されるのである。 【梗癥】印度社会の特質とされる村落共同体の史的な究明は、史料の関係で殆んど行はれてゐないが、前回教徒時代の瘳しい

內容 **緧言――一、史料――二、グプタ朝の地方統治**

(1)種族長(sāmanta) (2)郡長(vishayapati)-

三、村落構成員とその性格、(1) 持分 (bhāga) と享受

(3) 氏族 (gotra) と支族 (kula)-(bhoga)—(以上本号)—(2)家長(kuṭumbin)と隷属民

緖

言

Alam 西紀一七六五年、英国東印度会社は、ムガール皇帝 Shah 翌年 Clive 卿は Murshidabad から、Beagal, Bihar 及び Orissa の徴税権を獲

の

Diwan ムレ

負担する共同責任を負つた村落共同体の代表者というべで、元来「地主」の意である。即ち支配者に賦税の義務

きを

現今印度に於ける徴税組識の根幹をなしている。

という語

は回教

徒が

印度に侵入すると共に

齎され

10

D

Zamin「土地」と

Dar「所有者」の複合語

が

所謂

Zamindari

制として、

Raiyatwari

制と並んで

Zamin-

indar と呼ばれ、

爾来その制度は幾多の改訂を加

へられ

た

n

,た額を納めしめる貴任を負はせた。之等請負人は Zam-

を増加しない代りに、

仮令乾魃や水害等があつても定め

6

を最高額

Ø

応募者に委任

Ļ

その任

期

Ó

間

は

その

納税額

その徴税権
た村落共同

体 village community を徴税の単位とし、

人の

怨恨を買ふ結果となり、

次に総知事

Governor Gen-

となつた Warren Hastings

は

極度に疲弊

せる

州の惨状を見て、

印度の実情に則した

印度人の収税吏に任せ、

私利を営むに急であつたので印度

実際の徴税は在来の

即ち、印度の実情に疎い英人官吏は、

その財政上の実権を握り重商主義を以て之に臨んだ。

以る。之は実際に土地を占有し耕作に従事せる直接生産者 Raiyat と自由契約を結んでいる。 Raiyat という語も 由に賃貸 $V\subset$ Sind 等の地方に於ては、所謂 数えられる。 者との間には通常五叉はそれ以上の各種の 層下級の地主に貸与し、斯くて、Zamindàr と直接生産 人の例に做ひ、 Zamindari 永小作 などの豊機な地域であつて、Madras, Bombey, Assam, に支払うべき地租を超える一定額に定め、Pūtni はその主 は下級地主たる Pūtni した土地を多くの割地に分ち、之を自己に所属する て、現在、 近代的な意味での土地所有を印度に成育せしめたのであ ものである。 地 租 が賦課せられるものであつて、 Permanent Settlement ・売却・低当・贈与することが出来、 地主としての 制の自給自足的共同体の要素を漸次改変し、 但し、 斯かる収利生活者を含み得るのは 更にその区域を細分して、 数百年に亘る英国の印度統治は、 に分ち、 Zamindāf せ、 Raiyatwari その地代を、 を 発展せしめ 地主 同様の条件で一 はその土 所有者の段階 永小作権を獲得 制が行われて 小作人たる 自己 た Bengal 地を自 が 世襲的 結果、 所謂 政 府 カニ

(331)

といえよう。 成長したもので、 胚 教徒の隷属民を指したもので ある。 畜する」という動詞から生じた名詞 Rafiyat 即ち「畜群」 回教徒と共に齎された語で、 という原義をもち、 ||代の英国総将の保護下に近代的な意味での小作人として Zamindarī 元来回教徒が納税の義務を負つた非回 Arabia 制よりも新しい形態である Raiyatwari 語 0) raty 即ち 彻 は、 一牧

n 割せられ、 る。 遺制として Pattidārī 共同体が行政的に再組識されたものであるが、 同保有の遺制が強く見られ血縁的紐帯を窺わせるものが 差引かれ Ø 所 Zamindarī 共同の集会 有地 も拘らず共同に保有せられている土地 然しながら、 より た後に家長の間で分配せられる点よりすれば、 その分配は家長の家系よりの親等に応じてなさ として強靱に残存し、之が持分(Patti) 0) 制は、 (Panchaiat) によつて村の慣習及び農耕 全生産物は共同資産 更に血縁的な共同家族 joint family 英国 が挙げられる。 の財政政策の上から在来の村落 に組入れられ、 之は非常な人口過 が、 共 Zamindar 同財 出費が K 産 分 共 Ø あ

> 史実を通して捉握せねばならない。 な歴史的現実として絶えず発展しつゝある共同体の性格 その上に 性を齎したとする所説の可否は暫く措き、 的な要素を濃厚に保持した共同体の存在が印度社会の停滞 を置き、presidency(省)に属せしめている。之等の古代 組織の単位とし、之を る。 あつて、英国は之等の村落共同体を幾つか聚めて之を行政 K 関する取極めが行われている極めて血 現代印度社会の基盤を構成せるもの district(那) を、 Zamindāri 更にその上に 叉は 縁的 は之等の 吾 province (州) taluk 々は、 な共 共同体 、同体で 具体的 呼び を あ で

Gujarāt 及び L 大な地域を席巻し、異教徒をして唯一 Parihāl を侵したが、Rājyputana ェ 百年以内に、ペ 。 めた。 デプトを攻略して西は北アフリカより 西紀七世紀にアラビャに勃興した回 王国に妨げられて東進し得ず、 西紀八世紀初 Dakhan S ルシャを征服して東はトルキ K その の沙漠と、 Hindū 部 諸王と親善関係を保 は即 「教は、 神 強力な 爾来 度に達し、 スペ Allah インに至る広 スタンに及び、 アラ 預言者の に帰 ブ Sindu 人は 依 死 ち

つム通商

K が 王

記録が詳記している。 に前朝 した。十四世紀に Alāūddīn は蒙古人の ると共に内政に各種改革を行い Hindi 人の回教化に努力 十三世紀末に Hulāghu は Bagdād を攻略して 化は更にその東北の 蒙 古 人 の勃興を促し、十三世紀中葉 回教徒の奴隷王朝が君臨する。 偶像破壊者を以て自任し、北印度の覇者 Rajypūt 諸王を中 するに至つた。爾後北印度に於ける Hindu 心とする Hindū ル ると共に、十世紀末に、 コ人による新しい回教国が勃與し、 かるに中央アジャの遊牧的トルコ諸部族が回教化され に滞在した有名なアラブ人旅行家 の政策を前進 を中心とする トルコ人傭兵出身の 君主を戴く Delhi の聯合軍を幾度か殲滅し Panjāb を併合 北印度に君臨した Tughluq 王朝は、 世 十四世記末この王朝の最後の有 の奴隷王朝に代つた Haraju 王朝 しめ 侵寇を撃退し四方の Afganistan 8当日 、その内治に r[1 Abbas 王朝を亡ぼした。 亚のトルコ諸部族の その王 Mahmud は Ibn Batūta ろろ 征 人の弱権 Gazna 服に 7 は 征 に、ト 当時 回教 事 は終 の 更 -6-Ø

> 事を見るも明かである。 格な種姓による社会階層を 教改革者 けず、特に貧しき被圧追階級のものゝ霊魂の Hindu 教と、 それは十四世紀に見られる宗教改革、即ち吠陀を信奉 約八世紀に亙る之等回教徒による印度支配は在来の つの相対した信仰を止揚し、 民族・社会的身分の如何を問わず平等視する回教、 有の社会に嘗て見ざる深刻な変動を与えたといわれて 要し、十六世紀の た地盤としての印度社会、 あり、Delhi Afgan 人出身の Lodi 王朝が成立し愈々回教主義 Firuz 0) 出现、 Shah 唯一神 は仮借なき劫奪を蒙つた。 及びその教えに Mughāl 帝国の成立へと 死後の混乱時代に Allāh に帰依しその教へに遵う者は 吾々はしかし之等の宗教改革を支 紐帯とした 更にその核心ともいうべき共 両教徒の 悲く 間に 印度固 Timūr Sikh 何等の差別を設 救済を説く宗 進 十五世 有の 教勃與 むのである。 0 EII ĪΕ との二 ΕD 度侵入 紀 統 Ø いる。 废固 厳

> > (333)

ddin 四 紀十三世紀末 は北印度主要部に Delhi 君臨した に都した Haraju 最初 有 王朝 能 Ø H

同

一体の変貌を注意しなければ

なら

な

グプタ朝

(西紀四一八世紀)

印度社会の一考察(佐藤)

税及び多数の特殊税を課している。 地主 kharāj(地租)を免除したことである。同時に Hindū の® て地主貴族を制圧しているわけである。 産物の五割の に実施したことは、 る非行を峻厳に取締つた。就中彼が王位を簒奪した後第一 等の各種税制を確定し、飲酒・乱婚その他コーランの禁ず の君主というべく、四方の経略に従ふと共に、 Khūt, Chawdahari, Muqaddam の耕地からは生 kharāj(地租)を徴し、更に家屋税・牧草 全国の Ra'īyat (小作人)に対して 即ち、小作人を保護し 地 租 関税

は、 て、Rafiyatを政府の過度の搾取と破滅から守つた。彼等 合な時期に之を回収する如き便宜の処置をとることによつ 時立替えて政府へ支払い、収穫期の如き Rafiyat に好都 地測量が政府によつて行われることを妨げ、又その額を K 半民の村落会計官であつて、 員たる Ra'īyat Khūt は、本来、府落共同体の成員であつて、共同体の成 同意することによつて、村に対する増税の為の新しい土 自己の属する村落共同体の内 より徴税を行ひ、之を国家に納める半官 臨時の雑税 K 土地を持つと共に、 (patti) の 徴収

> Raʻīyat より徴収した税のもある。 属する地位に在り、叉その地位を利用して Zamindār に隷って、村落共同体の長である Pātel 即ち Zamindār に隷のて、村落共同体の長である Pātel 即ち Zamindār に隷

Chawdahari は、下級 Zamíndār であり 徴税官である Deshmukh に相等するもので、大体 Khūt と類似のものである。Muqaddam は、「指導者」「長」の原義をもつ波斯語で、更に「村の貫租を監理する官吏」をも表し、Hindū 語の Pātel と同義語である。村落共同体の長として Zamiadār と類似の内容をもつ。

ghān の農民が租税を支払う場合には、先づ政府から徴税 Hindūstān に侵入した当時の模様を、彼の寵臣 死後の混乱に乗じて、Kābul Mughal て Zamiadār と類似の内容をもつ。 を請負つた Hindi の高利貸がその税額を立替えて支払い、 Pergunah に至つたとき次のことを発見した。即ち、Af-が記しているが、その中に次の一節がある。 次に、西紀十六世紀中葉に、父 Baber の王となつた Humāyūn より が、 Delhi 宿敵 の後を継 を奪回すべく Lahor 40 Sir Shah いです

子を質に置くことが古くからの慣習となつていた。そこで 然る後に彼等が農民より徴収している為、農民は自己の妻

隠されていたすべての穀物を蒐め、それを売却して之等の 同地占領後、 自分が最初に行つたことは、 空井戸その他に

した云々と。之等の租税の立替を為せるものこそ、 Humāyūn は大いに喜び、 金融業者に支払をし、農民の家族を解放したことであつた。 自分を村々の収税官の職に昇任 Alāūd

din 等に当るものであろう。 が制圧せんと努力した Khūt, Chawdhari, Muqadd

その帰依者を得たのは、 ることは、 下級所有者であり直接生産者であるRafīyat を保護してい きな勢力をもつ土着の Hindu 地主貴族の制圧に当つて、 印度に侵入し之を支配した回教徒の支配者が、 史料の明示するところであつて、彼等回教徒が 史家の等しく認めるところである。 主として、印度の下級種姓からで 之等の大

成員の変化を齎したことは容易に理解され

更にアラム語の 彼等回教徒は、被征服者たる非回教徒に対しては、 を課した。 グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤) gezith (â) 之は、 -リー サン朝ペルシャ時代の とその語源を同じくし、 jizya 人頭 本来 税

あつたことは、

帰するに至つたものである。 納の形式で納めるものであつて、 さない故に、 氏族成員が氏族神に対して行う祭祀の際に、 之に預り得ない隷属者が、その代償として貢 王権の確立と共に、之に その氏族に属

課せられる人頭税の意味となり、 その他の賤民である。彼等の解放と保護が、村落共同体の た。 ® 服さない代償として支払う べき 兵賦の意味をもつに至つ 村落に於ては、直接耕作者たる Raya'īt、各種手工業者、 るように、生命と財産を保証する代償として、非回 回 人頭税を免れる為、 教徒支配の時代には、コーランにその根 回教に改宗した之等下級種姓は、 更に、 非回教徒が軍役に 拠が 求 教徒 められ K

(335)

均収穫高を計算する為に土地の測量と台帳の作製が 幣による租税の徴収である。 を農耕者の間で平等に分つという方法では不可とな などの非農耕者の持分と、 れた穀物 更に印度在来の村落共同体の崩壊を促進したものは、 を打穀場に運び、 王の持分とを先づ除去した残り 共同体に属する手工業者 即ち之迄のように、 生産せら 必要と 奴僕 貨 3/2

集中に る階級を、 之等の土地 地 なり、 に協力する新地主 下級所有者 その結果、 その本来の所有者は 土地 に血縁的紐帯によつて結ばれた共同体の結束は崩壊し、土 yat に対する残酷な拷問が、ムガール帝国末期には、公然 短い期限で売渡された。之等の請負人は、 割当てられた総額の徴収が強要せられた。斯くて、 と認められていた。その結果、村の長に統轄せられ、 の間に多くの仲間者が介在するに至つた。 Ø 成員たる各家族の持分権に対する考慮が払われなくなり、 一部を下級請負人に転貸するを常とし、 は之等請負の金融業者の手に売却又は抵当に入れられ、 制限 が貨幣で定められ、 村落会計官を通して之迄行つていたように、 主として商人その他の投機業者及び地主の内よ を 村落構成員の非常な混乱が生じた。 の地位に留らしめ、同時に、上級所有者の土地 から遊離する Rafiyat・に保護を加えて、 加 之 この共同体を再組織して、 所謂 L b その徴税権が最高額の請負者に 「ベンガル地主」として知られ 放 逐 せられるに至つた。 支配者と耕作者 自己の取立請負 租税滞納の Rafi 英国の統治 英国は、 一定の 共同体 多分 その

時代の印度社会を再研討せねばならない。

時代の印度社会を再研討せねばならない。

中的な意味を更に明確にする為には、回教徒支配に先立つとめ、その性質を変ぜしめたということであつて、この歴がもつ重要な意味は、この古い伝統をもつ共同体を崩壊せからの再編成によつて、著しくその性質を変へつゝも尚上からの再編成によつて、著しくその性質を変へつゝも尚上からの再組成によつて、著しくその性質を変へつゝも尚上からの再組成によって、著しくその性質を変へつゝも尚し、

飪

(1) Zamindari 制 Raiyatwari 制 Paṭṭṭdari 制足就よりは Julius Jolly, Recht und Sitte (Grundriss der Indo-Ar'schen Philologie und Altertumskunde, I Band, 8 Heft).

Strassburg 1896. S. 95-96.

B. II. Baden-Powell, Indian Village Community.

London 1896. P. 9ff

. Vinogradoff, Historical Jurisprudence. London 1920.

Vol· I. pp. 325—326

遷の過程にづいては等の過程については、一般である。英国の印度統治初期より之等の諸前度の成立に至る変

Pramathanath Banerjee, A History of Indian Taxation London 1930. P. 356ff. 參照⁹

(a) The Khazā'inul Fuṭūḥ of Hazrat Amir khusrau of Delhi

(336)

ed. by Syed Mo'nul Haq. Aligarh 1927. Pers. Text, p. 15. II. 1—2.

Itazrat Am'r Klusrau は Alanddin Khilji の宮延に仕へた著名な波斯人の詩人で、自ら従軍しており、この書の大部分は、戦の意である。(Mohammad Hab b 教授の解説参照。)

(∞) The Tarikh-i Feroz-Shahi of Ziaa al-Din Barni. ed. by Saiyid Ahmad Khan. Calcutta 1862. (Bibliotheca Indica XXXIII) Pers. Text, p. 287, l. 9—p.288, l.13.

(4) Henry Yule and A.C. Burnell, Hobson-Jobson London 19.3. pp. 480—481. s. v. khot. 尽为 Shahpurshah Hormasji Hodivala, Studies in Parsi History.

Bombay 1920. pp. 205—206, n. 27,28. 参照。

(ゆ) Hodivala, ibid. p.205, n.27. 参照。Muqaddam の意味に のよりは Steingass, Persian-English Dictionary. p. 1993. 参照。 (ゆ) Tezkorch al Vakiat or private memoirs of the Moghul engeror Humaytin written in the Persian language by

Jouher. fr. by Charles Stewart. London 1832. p. 113 (で)例くは Julius Germanus, Allah Akbar. aus dem Ungarischen von Rooss S.44. 参照°

(Φ) Theodor Nöldeke, Ceschichte der Perser und Araber zur

グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

Zeit der Sassaniden aus der Chronik des Tabari. Leyden 1879. S. 241, n.1.; S. 246. n. 1. 参照。

(今) Ishwari Prasad, History of Medieval India from 647 A・D. to the Mughal conquest. All-habad 1925, p.508. 参照。(①) Baden-Powell, op. cit. p.18ff.; pp.221—222. 参照。何は微税請負の転貸については Banerjea, op. cit. p.363 参照。久ryot に対する拷問については Storia do Mogor or Mogul India 1653—1708 by Niccolas Manucci (Venetian). tr. by William Irvine, London 1906. Vol. III. p.49—50. 参照。

一、史料

Aryan の侵入を以て印度の歴史時代は始ると言つてよいであろう。Zimmer に代表される Rgveda を根本史料いであろう。Zimmer, Altindisches Leben:
な研究 Heinrich Zimmer, Altindisches Leben:
な研究 Die Cultur der Vedischen Arien. Berin 1879. は、
多くの独逸社会経済史家・法制史家に継承せられ、又 Seebohm による Wales に 見られる 古い氏族制度の研究 Seebohm, The Tribal System との対比がなされ、叉、de in Wales. London 1904.

Questions historique, des origines de la pi 0 ₹ I origines ル 共 同体 との propriété fonciere 対比 le problème K 於てなされ 70 はM.Weberの宗教 研究 Fustel de Coulanges,

と共に、 社会学的研究 素朴な共同体理論に対する実証的な反駁となつて Max Weber, Gesammelte Aufsätze Religionssoziologie. I Band. Tübir I Band. Tübingen 1921.

玥

われた。

明確 その を提供しており、 Manya-Dharmasastra 史料となる。 水 彩られて 印度に於て特異の発達をなし、社会制度を窺う屈強の 多くの制約を蒙り、 とする。 明確でなく、 L かも 代表的 な年 Cosmas 等の西洋古典古代人の旅行記見聞記 代 な 次に、 映陀を史料とする研究は、 0 b なものである 判つた印 最近発表された中 歴史的年代の明瞭な根本史料の存在を必須 且つ行政法典としての性質上その編纂年代 Megastenes, Jolly 度側 定の限界を越え得ぬ弱点をもち、 の研究 が、 K 史料 代表 多分に婆羅門的思惟によつて Julius Sitte. ·村元博士の論攷 0) Plinius, Arrianos, せられる 存在 Jolly, Recht und Strassburg 1897. その史料の性質 を前提とすれ 多くの法典 の統一国家 ば根 類 Sto-) 史料 J は 叉 は b

的

史料に拠れる点で、

参考

的

価値を

有するに過ぎな

を始めとする文学書を史料とした研究も行わ すべき研究であつて、 外国人の手になる根本史料を参照し、 astenes, 料的制約を免れない点は認めざるを得な hasastra (社会構成史体) 関する最も権威あるもの Arrianos を始めとする諸史料を綿 は、所謂 Asoka 碑文を根本史料とし)Meg-を始めとするほ 東 四 であ を 通 ろ Ů 50 密 ゞ相前後する時代 Kautilya K L Maurya Vo 訪 か 礼 採 叉 U Fick 0 た 匍 王 Jataka Art-朝 注 1/5 Ø 史 史 目 Ó

KC

(史学雑誌五九ノ一・二・三) 都市国家と政治思想」 研究 0 代表的 Dr. Richard Fick, Die Sozial Gliederung im Nordöstlichen Indien zu Buddha's Zeit. Kiel 1897. なものである。 中村博士にも が ある。 し 同種の研究 か Ļ 之等 は における 二次 はそ

皆であつて、 十六世紀に至る各時代を含み、 文書」と略称す) b 印度各地 斯かる印度史研究の上の難点を補うものは、 で発見叉は発掘され 英国人及び印度人の碑文学者によつて、 であつて上は その大部分は土 た夥し Kushan 王朝 い銅 板文書 ļ 前世紀末 地譲与の b (以下 下 解読 文 な į

書によつて、当時の印度社会が可成り詳細に知られるのは of India 等の学術雑誌に続々発表せられてきた。 之等文 Asiatic Society of Bengal; The Historical Quartery phia Indica 廿五巻 (文書約四百通。) を通読し得たので、 III. (Calcutta 1883.)として公にしている。筆者は、Epigra 釈を加え、 入に至る迄の Híndī 時代に下り得るのである。之等文書 であり、之を足場として、より古い時に遡り、又回教徒侵 配以前の印度社会は、グプタ朝を中心として汚察さるべき その支配権は、Vindhya 山脈以北の北部印度、所謂 Ār-の内、グプタ朝関係のものを J.F. Fleet が蒐集して、註 教徒の侵入を迎えるのであつて、この点よりして、回教徒支 の崩壊後、北部印度は再び統一の機会を与られず、以て回 yāvarta を覆い、Maurya 王朝以来の版図を保持し、そ 西紀四世紀より八世紀に至るグプタ王朝の時代であつて、 Antiquary Corpus Inscriptionum Indicarum. Vol. (略称 I. A.) ; Journal of

グブタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

村落の考察に必要な範囲内で最少限に留めたい。章「村落構成員とその性格」)、爾余(第二章)の記述は、いのである。従つて、重点を村落構成の分析に置き(第三いのである。従つて、重点を村落構成の分析に置き(第三

二、グプタ朝の地方統治

初葉に、Vardhana 王朝の 中葉に、Pāla王朝によつて亡ぼされる。 ha-gupta 以後 Jīvita gupta に至る十数代のグプタ諸王 北部印度に瀕を唱えたが中亜より南下した遊牧民族 Hūna ddhagupta に至る時代を中期とし、約二百年に亙つて、 時代を盛時とし、次王 Skandagupta より五世紀末の Bu その子 Chandragupta II 及び次王 の圧追と、国内の土着諸王の強勢化によつて、Narasim-は、Magadha を中心とする一地方政権に没落し、八世紀 一時北印度の統一を見たがその死と共に再び小王国の分立 西紀四世紀に勃與したグプタ朝は、Samudragupta Harshavardhana Kumāragupta との間、 によつて、 七世紀 の ح

(339)

Hindustān 全域に発展し、Kanauj に都せる Rājpūt 諸王朝の繁栄を現出し、以て回教徒の侵入に至る。今考察の対象とするグプタ朝時代とは、Samudragupta より Magadha のグプタ諸王を含むグプタ王朝を中心とし、Chā-lukya 王朝を始めとする 北印度各地の諸王朝を 加えた、西紀四世紀より八世紀に至る時代の北部印度を指すのである。

歴代のグプタ諸王は、その 直轄領たる Magadha(現 Bengal, Bihār 両州)及び Varanasi(現西北聯合州)に於ては、之を多くの vishaya(郡)に分ち、vishayapati(郡長)を置いて支配したが、その周辺に在る Pratyanta nripati(辺霾の王)の支配せる地方、例えば、Mālva より Kāthiāwād 半島に及ぶ地域、Vindhuya 北側の Bun delkand を中心とせる地域、東部 Assam, Nepāl, Panjāb等には、土着の王(narapati)が割拠し、グプタ朝の盛時には、グプタ王より vishayapati(郡長)bhōgapati(州長)sāmanta(種族長)などの名目上の官を与えられて、

a.a.O. S.o 174 参看 mahārāja 「大王」が用いられた p. 15, n. 4 参看。 称している。 Kushan の大王」が用いられている。 称号となり、帝号としては、 mahārājādhirāja 「大王中 して、グプタ朝以後、 mahārāja は半独立の地方君主 rājātirāja「王中の王」 又は rājarāja「王の王」 尊号を称している。映陀に見える rāja は、氏族叉は種族 を任命して統治せしめている。 之等の半 その命を受けているが、実際には、別に自ら vishayapati 刻文の中で、自ら Devānampiya Priyadarsin rāja と の集会たる sabhā 王は、すべて、Mahārāja 叉は Mahāsāmanta という 部族の長たる王を表すに至り、 叉は 制時 samitī 代 の代表者であるが には、 独立 帝号として、 Ašoka Ø 土着の と共に 王は、 Zim mer,

mahāsāmantaは sāmanta、即ち「族長」中の靭者であつて、「sāmanta の中の最も秀でたもの」、(sāmanta の中の最も秀でたもの」、(sāmanta のよび amanta の sāmanta sā

せた ての sāmanta の集団を組伏せしめた E.I., V. p.3, 1.10. sāmanta -cuḍā-maṇi-prabhā) ^{E.} I., XⅢ. 之等の sāmanta は多くの場合、一つの種族の族長であつ 紀の西 Chālukya 朝の sāmanta を武力によつて屈伏 せしめ sāmanta Mānadeva は、その国の東部に於て 謀叛した せしめた C. I. I. とあり、八世紀初の Nepal の mahā Yaśodharman ぜん その支配下に置いたのであつて、 例えば、 彼等は多くの sāmanta を武力によつて従属せしめ、之を て、自己の属するより大きな部族の長である の從属下に在つた多くの sāmanta を各自の領域へ復帰さ とあり、九世紀の Rāshtrakūta 朝 Govinda II は、そ Buddharāja せつ · p.244, II.12-13. とあるは、その一例である。而して、 E. I, X重. に崛起し、 が命に服さなくなつた P. 165. Hūna を撃破して大きな勢力を成した 何れも、秀でた武力によつて、すべ 北部印度の sāmanta を足下に慴伏 Pulakeśin I 及び Kalachurī 朝 などと記されている。 たが、 六世紀前半に とあり、 mahasama 更に西部 -Li 业 の

> 之に従属していたのである。 nta 又は mahā-rāja に対して貢納をなすことによつて、

rja 家は、この地の二王国を併吞し、 Orissa Rāja と称 ya 東南側)に移住した Silodbhava 族の部族長たる Bha 叉七世紀頃 族に対して貢納の義務を負つた貢納領主である。P.91.参照 えるのであつて、sāmanta を称し、より北の Gurjara 本 たGurjara 族の王 Dadda I の家系(kula)についてもい た貢納領主であつた。又、六世紀後半、Broach を領有 ari 本族の一支族であつて、本族に対し貢納の義務を負つ Vindhya 北側の平地に牢固たる地盤を保有せる manta 中の最も秀でたもの」と称しているが p.223. I. 4 丘陵に拠つた Maukhari 族の王 Śārdūla は、自ら「sā 例えば、六世紀に、Vindhya Rājputana よら Mayūra-bhanja (Vindh 山脈の一部たる Nāgārini Maukh (341)

の紐帯は、その祖神を共にするとの信仰であつて、各々のあつた。Bha ja 家を中心とする彼等 sāmanta 間の結合している同じ Silodbhava 族に属する多くの sāmanta がしたが、その領域内には、Bha ja 家に貢納を納めて從属

伝承より知られる。 E.I., X回.

書をつくるように、命じている。(p.63, II. 3-7.) 之によつ mahā-pratihāra (る一切の取極めを記した文書を作る官) manta Nārāyanabhadra が、Audumvarīka ゃくら vi している I. A., IX. る。そして、 之等の多くの sāmanta. を足下にふまえた て、sāmanta にして、vishayapati(郡長)と同じよう shavāta という村を婆羅門に譲与し、自己の事務官たる shaya(那)を享受(sambhoga)していたが、Vappago Mahārāja たる Jayanāya の治世に、彼に従属せる sā-たのである。又、六世紀後半に、中央ベンガルの有力な avarman に貢せられていた現物資租(pindaka)を免除 該運河により 灌漑せられし 土地より sāmanta Chan dr に、郡(vishaya)を統治せるものゝあつたことが知られ に命じて、vishaya して、土地の生産物の一定割前(pindaka)を享受してい 王 Jishṇu-gupta が、運河の修復費に充てる為に、之 迄 そして之等 sāmanta は、例えば、 の印を捺し、境界を明記した銅板文 七世紀中葉、Nepāl

王朝が mahārājādhirāja として君臨しているのである。

(1)種族長 (sāmanta)

る。例えば、Yājňavalkya-dharmaśāstra (以下 Yājā.持てる」の加わつたもので、本来「隣人」という意味であった。

と略記)、1,160 に、

を定める人で〕ある。」
古老達、及び森に住つているすべての人が、〔境界古老達、その他、〔及び〕境界に近い土地を耕してい

という、Mānava-dharmaśāstra (以下Mn. と略記)ⅰ. 259 ℃

には、
『最初からその土地に住んでいる人(maula)であり、現、Manu の註釈書 Mānvartha-muktāvalīとあり、又、Manu の註釈書 Mānvartha-muktāvalī

「四つのすべての方向の区域 (disa) に在るものが

E. I. Vol.XXIV. P. 30. 所引。

とあり、Yāj · の註釈書たる Vij āneśvara の Mitaks

harā ピな

pratisīmaņ vyavasthitāḥ) tasrishu dikshv-anantara-grām-ādayas-te cha 方向の区域に於て隣接せる村〔の隣人〕達のことであ つて、〔該村を〕取巻く境界を決定せるものである」 「四つのすべての方向の区域に在る隣人とは、四つの (chatur-disam samantād-bhavāḥ sāmantāḥ cha E. I., ibid. P.30-31. 所引。とあり、

Vj aneśvara とせ

parirabhya hi II n. 2: 所引 grāmasya sāmantāḥ kshetraṃ kshetsasya kīrt ―家長)(のもの)なり。何とならば、(それらの人 itam | griham grihasya nirdishtam samantāt = は〕すべて〔夫々を〕統轄すればなり。」 (Grāmo レ人(―王)〔のもの〕なり。 家は家を指定せし人へ

"村は村の隣人〔のもの〕なり。土地は土地を名づけ グプタ朝 (西紀四一八世紀) 印度社会の一考察 (佐藤) 「隣接せるもの、彼こそ隣人 (sāmanta) なれ。隣接 三七

た、村の統轄者、即ち、有力者を意味することになる。 であり、且つ、村の境界争いの場合には、之が証人となつ る区域」即ち「diśa」を媒介として隣接せる村々の居住者 即ち「maula」であつて、「村の四つの境界が置かれてい その村の形成せられたときからの居住者である、原住民」 人」の規定を帰納すれば、「隣人」とは、「その祖先が、 とある。之等の法典その他に見える sāmanta、 Mn. (X.44)に、「土地は森林を開墾した人に属す」と 即ち「隣

とは、単に「隣り合つているもの」の意ではなく、 は、氏族の成員である。Powell. op. cit. 從つて、「隣人」 来、建物の集合又は防禦の砦を意味し、そこに居住せるもの 成せられたものが「村」(grāma)であつて、この語は本 の土地の開墾者又はその子孫を意味する。彼等によつて形 ある。従つて、最初からその土地に住んでいるものは、そ 一同一氏族に属せるもの」を表す。古典 Kātyāyana に、 同時に、

にその土地を開墾したものが、永久にその土地の所有者で あるように、アールャ人の土地に対する所有観念は、最初

(343)

びつける、隣接せるものは、蓮華の主(=最上なるも せるものは、 かく最上のものなり。隣接し、親しく結

の)と呼ばれる。」P.31 所引。

美したものである。 く結びつける」(sakta)「最上のもの」(uttara)と讃 とあるのは、同一氏族に属せる「隣人」を「(自己に)親し

文書であつて、例えば、Gujarāt の半独立王朝 Valabhī を媒介として隣接せる村々の居住者たる彼等 sāmanta が、 る。グプタ時代の文書の大部分は、この村の境界地の譲与 らない。村の境界は、diśa「方処」即ち、一つの区域であ には、村の境界地、即ち diśa の内容が明かにされねばな 次に「村の四つの境界が置かれている区域」即ち「diśa」 「族長」を意味するに至つたのであろうか。この為

ka に耕されている 120pādāvartta の土地」p. 43, l. 2. 「Devarakshitapātaka 〔村〕 の西南の境界に在る (apara-dakshiṇa-sīmni) (中略) Gokshb の保有 「「村の」 南の境界に於て(dakshiṇasīmnī)家長 Vāra 諸王の文書に、

景 130pādāv. J pp.83-84,11.26-27

ām-āpara-dig-vibhāga-sīm-ābhyantara) 、用の 「(Paralūra)村の西の方向の境界の内部に在る ng)

とあるは、その一例であつて、何れも被譲与地が、村の「 地積で 40nivartana の黒土の土地」 p.36, ll. 11-12

ābhyantara)、即ち、境界地の内に在ることを 明示して 境界に於て」(sīmnī)、叉は、「境界の内部に」(sīm-

いる。

とを記している。例えば、Valabhī 朝の Dharasena I 次に、グプタ文書には、境界地に「共有地」の在するこ

の文書に、

火% 100 pādāvarta) Jp.166,11.24-27 家長(kuṭumbin) Bhotaka の持分〔地〕(pratyaya) 略) Bhumbhusa という 共有地 (padraka) に於て、 「Vajra 村の、西の境界に於ける(para-sīmnī)(中

とあり、同じく Dharasena IV の文書に、

-sīmni)、Duhuduhika 共有地(padraka)に在る 「〔Vaddasomālikā 村の〕東の境界に於る(pūrvva

bhrishtī J Bado, 1. AV

とある。

padraka は、padra のより完全な形であつて、padra は、Monier-Williams の梵英辞典によると、「村」又は「入ること」の意である。G. Bühler は、右の Dharasena IV の文書に見える padraka を現代語の pādr即ち、「放牧場」の意味に解している。 L. A., XV.

Wilson Glossary of は、pādar(即ち pādr)を、「共有地」、「未耕の儘になつている、村に隣接した土地」と有地」、「未耕の儘になつている、村に隣接した土地」と有地」、「未耕の儘になつている、村に隣接した土地」との境界地」又は、「門」の意味で使われている。

A New Pocket Gujarati-English

Dictionary. Bombay. p. 637.

A New Pocket Gujarati-English 之等の解釈は、何れも聯 Dictionary. Bombay. p. 637. 地に使用せられ、CMn.VIII,237)又、村の入口でもある。地に使用せられ、CMn.VIII,237)又、村の入口でもある。地に使用せられ、CMn.VIII,237)又、村の入口でもある。地に使用せられ、CMn.VIII,237)又、村の入口でもある。

グブタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)る」なる語根に、接頭辞 prati「……に向つて」の加わつるととを記している。pratyaya という語は、Vi「帰するととを記している。pratyaya という語は、Vi「帰す

という原義をもつ。そして、他の文書に、た pratī「持分になる」の名詞形で「持分にされたもの」

「Valmikatalla-vātaka 村に於ける、 商人 Aryyaの持分地(pratyaya-kshetra)の譲与を〔認可す〕 E.I.,XV. p.239,l.4.

へ上也)以合各にしたが、LLSできること、「穿入也」とあることより、pratyaya-kshetra (持分地)の kshetra

意に用いられているのは、 padraka 「共有地」という語のことである。 pratyaya という語が、かく「持分地」の(土地)が省略された形と見るべきであつて、「持分地」

「Devarakshitapātaka 村の西南の境界に於ける、書に、

文書に散見するにすぎない。例えば、Dharasena I の文

と共に、他の時代の文書に見られぬところで、この時代の

(345)

。 Goksha の持分〔地〕(pratyaya)130pādāvarta_

ь. I., X I. pp. 83-84, 11. 26-27.

「Chitrakasthalya 村の北の境界に於る Dhārmika の持分〔地〕(pratyaya) 100 pā.」(p.84, 11. 28-29.)

とあり、Dhruvasena I の文書に、

グブタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

「Tāpasīya 村に於けるDhindaka の持分〔地〕

(pratyaya) 100pādāvartaj _{p. 107,117.}

とある如きである。

等の共有地の内に、kutumbin(家長)が持分地をもつて 縁集団たる支族の成員であつて、村の内外に持分地をもつ 未分割の儘でその内に持分を有している未然の共有地であ 村の成員である。村はづれの境界地は、本来村の成員が、 いる。 kutumbin·は後述するように、氏族が分解した血 になつたと解せられる。 よつて村内の土地と同じように耕作せられ、占有権が明確 つたが後述するように、村の成員の余剰人口及び移住者に そして、前掲の Dharasena I の文書に見えるように、之

.p.224,1.29. 「すべての側に於ける四つの 境界を附して」 斯くて、グプタ及び以後の文書に村落を譲与する場合に、 「四つの 境界と 共に」(chatuḥ-sīmā-sametaṇ)

(chatuḥ sīmā-saṃyutaṃ cha saṃantataḥ) 「昔から明瞭な境界と共に」(pūrva-

> の如く、単に「境界と共に」とあるのは、「その境界を含 prasiddha-sīmā-samanvito) E. I. II. p.315,ll.17-13

む共有地と共に」の意であり、又、

「その固有の境界の端に至る迄の、草、

材木、水と共

보기 (sva-sīmā-paryaṃtas-trina- kāshi-odak-

otpetah) E. I., XIII. p.203,il.51-52.

産物と共に」(sarvva-otpatti-sahitaḥ pūrvva-「昔から明瞭な四つの境界の端に至る迄の、すべての

の如ぐ、「境界の端に至る迄の……と共に」とあるのは、 「村の境界を含む共有地の端に至る迄の……と共に一の意 prasiddha-chatuḥ-sīma-paryantaḥ) B. l., V.

に解すべきである。

varman が、Tontāpara 村を agrahara(婆羅門村落)

次に西紀六世紀初に、Kalinga のMahārāja Ananta-

となし、八人の婆羅門に譲与した文書に

この 共に加わつており(sāmānya)、貢賦を差出していた 「以前から Kharapuri-madambaに(他の村々と) agrahara は(中略) すべての貢賦を免除し、

Kharapuri-madamba から解き離し (vinirgata)

(中略) 譲与せられる」 p.116, II.9-16

りあり、 madamba とは、Śivatattvaratnākara ♥、 「十一の村によつて結合せられたものが、madamba

bam-parikīrttam) n.4. 所引

J呼ばれる」(yuktam-ekādaśa-grāmair-madam

とある。Mn. (VI), 115-119.) に、十ケ村を以て村落集団の一

」という語は頻見す。E. I. W. 之等の、十ケ村前後を以 て、一つの村落集団を形成している自然村落群が、 mada ることを記しており、グプタ朝以後の文書にも「十ケ村長 単位とし、之に「十ケ村長」(daśa-grāmika)を任命す

mba であろう。次に、右の文書に見える、 sāmānya と

するには、之をその madamba から「解き離して」(vinirmba は、大約十ケ村程度の村が、 相互に結びついて形成 せる村落集団たることを表し、従つてその内の一村を譲与 いう語は、anya「他」に sam「共に」の附加した語で、 「他と共にそれを形成せる」ことを表す。従つて、mada-

gata)讀与している。更に、グブタ朝以後の文書に、

グプタ朝 (西紀四―八世紀) 印度社会の一考察 (佐藤)

せられた」 E. L. XXV. (abhyantara) Kinhikā 村 (grāma) は、……譲与 り大きい] Pamgarikā 村 (grāma) の、内部に在る。 「Rāmatīrthikā 八十四〔ケ村〕の中にあつて・へよ

とあり、又、

daśa-pūṇḍi) を附帯した (sahita) Mālavelli とい 「君達の郡(vishaya)に於ける、十二の小村(dvā-

う村 (grāma) 」 E. I., V. p. 87, 1.182

とあり、又、

と Dvāripāta の、中に在る (madhye) 六つの小村 (shat pātakās) が譲与せられた」p. 185 ll 47-43

「との境界(sīma)の外部の (vahishkrita) Maitadā

(347)

とあり、又、 属する Rūriddhā という十〔ケ村〕に含まれだ Vyā 含まれた Karpatavānijya という八十四(ケ村)に 「Sri-Harshapura という七百五十(ケ村)の内に

ghrāsa という村J E. I., I.

とあるように、十個内外の村が集合して村落集団を形成し、

と区別せられている。 内外の小村が附帯しているのが普通のようである。之等の内外の小村が附帯しているのが普通のようである。之等の且つ、それらの集団は、一つの村を中心にして、之に十個

hurāntakadeva の文書に、 Bastar 州を領した Mad-

(ākāš-otpatti nidhi gaja dattam iti grāmyaṃ村から外へ出されたものは、王の所有物である」「空中で生れるもの、地下鉱物、象は譲与せられるが、

vāhyaņ rāja-dravyaṃ) p, 180 ll.23-24

外部の森林や荒蕪地を包含せるものとせねばならぬ。 外へ出されたもの」(grāmya vāhyan)とは、境界地の ということである。 地下 それは境界地という一つの区域である。従つて、「村より しないが、一度村から外へ出ると それは 王の所有 と なる あるが、その意味は、村の内部のものは空中、地上(象) という一節がある。之は古くから伝承せられた諺のようで (鉱物)、 を問 村の内外を分つものは わず村の所有であつて、王は之に干渉 境界 ~(あり、 九世

11.63-66

の境界を次の如く記している。 紀の Pāṇḍya 王 Nripatunga の文書には譲与せられる村

「Vilāngāttangaduvanur と Settuppākkam の二村の境界は、東の境界は、森の境界及び Nenmalip pākkam 村の境界の西に当り、南の境界は、Nenma lippākkam、Nelvāyippākkam、Urattūr の 三村の境界の東に当り、一(中略)―北の境界は、Vāgūr村の境界の東に当り、一(中略)―北の境界は、Vāgūr村の境界の南に当る。」 p.13, 11. 56-63.

「Iraippunaichcheri 村の境界の南に当る。」森(nattam)の西に当り、南は、Nerunjikurumbu 村の境界の北に当り、西は、Vāgūr 村の境界の東に 当り、北は、Kirimānpātti 村の境界の南に当る。」 ibid.

々とも接しているわけである。従つて、之等の森は、一つなつており、従つて之等の森は被譲与村落の北及び南の村と接しているが、東は何れも nattam「村を取囲む森」にと。即ち被譲与の村々の北、西、南は何れも他の村々の境界

「「「TTTALL CALLET LITTOP NOTE IN THE LITTOP NOTE I

に記している。

ACC、camantaの生名が考え互とらざまであるが。ば王に収益を齎すべきものであつた。の」、即ち、王に属すべきものであり、之を耕作せしめれの」、即ち、王に属すべきものであり、之を耕作せしめれ

グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)であつて、村の有力者として、土地その他の境界設立の場即ちこの語は本来、その土地に最初から住める氏族の成員かくて、sāmanta の性格が考え直さるべきであろう。

ち王が、この語によつて表されるに至つたものと解される。 る決定を必要とし、村落集団の共有地を制占せる族長、即 村落間の境界争ひには、より大きな村落集団の支配者によ は一般の村の成員と異らない「隣人」にすぎなかつたが、 は一般の村の成員と異らない「隣人」にすぎなかつたが、 (注)

(2) 那 長 (vishayapati)

城壁に囲まれ、 を構築して河水を引き、 つて、多く河に臨み、 属している。之等の vishaya(郡)の長が 的に統轄し、直接に、或はbhukti(州)を通して、王に従 普通に文書に見え、之が幾つかの自治的な村落集団を行政 ある都市に居住し、 (郡長) であつて、例外なく、郡の行政的・軍事的中心で グプタ時代の 城内に城砦(kot) 地方行政区分は、vishaya(郡) てゝから行政を行つた。 しからざるときは人工の堀割(khāl) 更に灌漑井戸 を設けた城砦都市であ (vāpi) vishayapati 之等の都 が 貯水池 最も 市は、

般な各部門を自治的に処理している。(p. 1, XXV. 当時に於ける手工業者組合並びに商人組合の富裕且つ組織 手数料の取極め、 集会(nagara-mahallaka)に於て決議せられた。E.I.XV. たようである。(p. 84-86. XVIII.)(C. I. I., Vol.XI.)そして、之等 化されていたことは、絹織工の組合並びに油商人その他の 例えば、 kulika)と、背記長(prathama-kāyastha)より成る町の 表者」(sārthavāha)・「手工業者組合の長」(prathain たる vishayapati を助けて、三つの階級の代表者、即ち、 る(p.263, l. 26.)。即ち、都市民に関する行政業務は、長官 trivargga)と「地方民」(janapadā)とは弁別されてい の都市に居住せる「都市民の諸階級」(paura-varagās) なるものは四粁平方に及び、一粁平方のものが普通であつ 各種公園(nānāvidh-opavana)等をその内に設け、最大 「町の組合の 代表者」 (nagara-śreshlhin)・「商人の代 (taḍāga) ·寺院 (p. 60, 1. 13 Vol. III) 又は、「都市民の三つの階級」(paura-郡内の荒蕪地への都市民の移民、関税(śulka) その他、 (surasadman) 財産相続、姦通者の処罰額等、広 と集会場 (sabhā)

組合によつて大寺院が建立され、又は、金貨その外の奉納知合によつて大寺院が建立され、又は、金貨その外の奉納がなされたことが文書に頻見し(p.70, II, 3-10.) によつても土地が寄進せられていること(p.193, II. 11-12.) によつても土地が寄進せられていること(p.193, II. 11-12.) によつても大地が寄進せられていること(p.193, II. 11-12.)

他方、janapada「地方民」を主体とした 村落に対する wishaya (郡) の 行政 は、「法 廷」 (adhikaraṇa) に於て行めれ、「裁判 長」 (jyeshthādhikaraṇika;jyeshthā-kāyastha) を長とし、その下に 立つ数人の「郷老」 (vishaya mahattara)「村老」(mahattara)及び「司法 度」 (vyavahārin) 等の「陪審員」 (puraḥsara)より成 つていた(pp. 76-77, ll. 4-9)。村又は土地の譲与・売買・抵当等に関する銅板文書はこゝで審議せられた後、作製せられた。

より大いなる」「勢力のある」という原義をもち、「最年文書に見えるもので、この語は、mahaの比較級の形で「文書に見えるもので、この語は、mahattara 「村の長」と

長者」「長」の意となつたもので、普通「村老」と訳されている。行政的な「村長」である grāmapati, grāmika 等が、王より任命せられた村の官吏として、政府への貢賦のことを掌り、中央から貢租の一部又は土地を給附せられている(113, 119 参照)のと、その性質を少しく異にしている(113, 119 参照)のさいる。

の指導者である。

paācha-mandalī は、「五つの(pa cha)区域(mandala)」という意味であつて、恐らく村落内部の数個の区域の代表が集会の構成員たりしことに語源が存するのでああっ。之は、現今の panchāyat 等と同じもので、紛争を仲あっ。之は、現今の panchāyat 等と同じもので、紛争を仲あ。グブク王 Chandragupta Iの Saāchi の石碑文に、「〔Amrakārdava は〕 paācha-maṇdalī(五人集会)に於て膝まづいて、25 dīnāra を〔Kākanādabotaに於て膝まづいて、25 dīnāra を〔Kākanādabota

集会)に委ねている。(I. A., IV.) sabhā に就いては、共同使用である運河修復の管理を、村の paēcālika(五人共同使用である運河修復の管理を、村の paēcālika(五人Manvarthamuļstāvālī に

「村・都市などに於る、集会の行われる場所」(grāma-nagar-ādau niyatam jana-samūha-sthānam)

の集会のみでなく、周辺の村の集会の成員によつても、境村会による承認が是非必要であつて、その土地の属する村工地に完全な持分を所有せることを前提とすることを述べている (P.S. &m)。 更に、王が譲与をなした場合でも、ている (P.S. &m)。 更に、王が譲与をなした場合でも、土地に完全な持分を所有せることを前提とすることを述べ

(351)

界を記して、na I(Valabhī 王)の文書に、譲与せられた境界地の境は多分に共同体的な性格をもち、七世紀中葉の Dharaseとのような村の自治的な集会の指導者たる mahattara

界が実地に確認せられることが必要であつた。(p. 32参照。

の僧院に】贈与する」(C.I.I., Vol. III.)

グプタ朝 (四紀四一八世紀) 印度社会の一考察(佐藤)

「東は、mahattara(村老) Gollaka に属する(sakta)「東は、mahattara(村老) Gollaka に属する(sakta)

とあり、七世紀後半の Silāditya I(同上)の文書に、「「Lūshā 村の〕東南の境界に於て、mahattara(村老)Jajjyalluka に耕されている(prakrishta)30pādāvartaの土地」 C.P.S.I.

とあるように、村の境界の土地を保有し、叉自ら耕作している。境界地は共有地であつて、それを保有せるは、完全なものである。それら各村の mahattara の内から選ばれたものである。それら各村の mahattara の内から選ばれたものが、vishaya の裁判所の決議に預つたのであろう。vishaya-mahattara は、他の文書に mahā-manattara と見え p,250,1.47. mahattara よりは上位のものであろうが、詳細は、未詳である。

(1) ①五世紀中薬に、Kumāra-gupta により北部 Bengal のPundravardhana 州(bhukti)の支配を委ねられた Chiratadatta は「〔その君主に〕做つて」(anuvahamāna) 管轄下の Kō/ivarsha 那(vishaya)の vishayapati(郡

受五世紀中薬に、Skandagupta により、Mālva よりの五世紀中薬に、Skandagupta により、Mālva より

Kāthiāwād に及ぶ地域の総督(goptri)に任命せられた Parnadatta は自己の子に「都市の支配』(nagarasyarakshām)を命じている。(C.I.I. Vol. III, p.60, 1.12.)

⊕大世紀後半に、中央 Bengal の有力な王 Jayanāga によつて任命せられた sāmanta Nārāyawabhadra がvishaya を享受 (sambhoga) していた。(E· I., X順. p.63, 11.2-4.)

①同様の例は Ep. Ind. Vol. XⅢ, p.76, II.3-5.; p.232, I. 53. に見られる。

(元) A Collection of Prākrit and Sanskrit Inscriptions of Kattywar. &c. published by the Bhavnagar Archae ological Department. (略称 C.P.S.I.) Maurya Dynasty. の谷碑文の冒頭、及び A. Cunningham, Corpus Inscriptionum Indicarum. Vol I. Inscriptions of Aśoka. Calucatta 1879. の各碑文の冒頭参照。

(の) Yājñavalkya's Gesetzbuch. (Skrt. Text.) herausgeg. von Dr. A. F. Stenzler. Berlin 1849. み「トキスト」 ふつだ。

- (←) The Code of Manu. (Skrt. Text.) ed. J. Jolly. London 1837. を「テキスト」とした。
- (186. The Laws of Manu. tr. by G. Bühler. Oxford 1886. (The Sacred Books of the East. Vol. XXV.) p. 300,
- (6)グプタ時代及び以後の文書には、その土地又は村をashta-(viṭapa)、圆地(vāṭika)。花(pushpa)、 本炭(charmm)。 などの鉱山 (akaram)。 草 (triṇa)。 牧草地 gochara 叢 に、過去・現在・未来のすべてのものを得ることと共に」 の境界によつて割されたる、頭上のものも地下のものも共 して、文書には「動かぬものも動くものも共に、それ自身 カー樹(amura) 等の衣食用の植物。銅(loha)塩(lavaṇa) 被譲与地又は村よりの享受物として次の如きものを挙げて 側前を王に貢する以外は之を享受する。文書にはこの外に 之は nidhi「鉱物」などの八種の地下資源であつて、一定 bhoga「八つの享受」と共に譲与するという例を多く見る。 CE. I., XVI. p. 276, II. 9-10.)と記するを常とする。 正に、地上地下を間はず、土地に関するすべてを含む。そ いる。甘蔗(ikshu)、木棉(karpāsa)、madhuka樹、マン
- (7)四世紀中薬。Vindhya 東南側の Vijaya Skandavarman という pallikā (小村) を、ibid., XI. 文五世紀末のTraikūṭaka 朝の Vyāghrasenaは、Purohita は、Chintapura という pallikā (小村)を p. 46. ll. 5-9.

グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

とあつて村と区別している。 布、合金板に記した後〔譲与される〕] p.116 ll.10-14. 対(grāma) 知合(karmmānta)に関する譲与は、銅板、綿 Dyutivarman の文容には、「土地(bhūmi)、小村(pallikā)、 除して婆羅門に譲与しており、 六十七世紀の Panjāb

三、村落構成員とその性格

(1) 持分 (bhāga) と享受 (bhoga)

グプタ朝及び以後の文書には、bhāga と bhoga、並びに

(353)

ta ta と bhukta の二語を比較するのが便利である。bhak-として取扱われ、内容の糾明は行われていないようである。 に関聯しているのであるが、碑文学者によつては、類似語 と bhoga がある。この二語は、村落構成員の性格と密接 ika (叉は、bhāgin と bhogin) があり、地租に、bhāga 譲与に関して命令を受ける官吏として、bhāgikaと bhog-その派生語が展々相並んで用いられている。例えば、土地 との両語の相違を知る為には、夫々同一語源をもつ bhak-は bhāga 同じく、bhaj「分配する」の派生語で、「

れは氏族各員にも備われるものとした。従って、氏 定 古代印度人は、自己の属する氐族には、それに附著した特 abhakta「食物を分配されないもの」を区別することによ には、Agni神は、bhakta「食物を分配せられたもの」と は、如何なる差違をもつのであろうか。 Rg-Veda(i,127,5) 分に与る」ということと、「食物を享受する」ということ 受せられるもの」、即ち「食物」の意をもつ。即ち、共に は bhoga と同じく、bhuj「享受する」の派生語で、「享 分配せられたもの」、 箍 0 の祭司に預り、祭簑の分配を受け、共食に 加わり得 つて、彼の思寵を弘布するものと記されている。 せられた食物に預る」(bhaj)ところの氏族成員が、叉、 「食物を享受する」の意となる。「分配せられた食物の持 「分配せられた食物の持分に与る」の意となり、 bhuj は、 「食物」に関連し、 bhaj は「食物を分配する」の意より の神の恩龍 に預り得た。 氏族成員のみであり、それによつて、氏 族 (charisma) が備れりと信じ、 即ち、bhakta という語によって「分配 即ち「食物」の意であり、bhukta 同時に、そ 神 る 0 族 恩 神

> bhuktaによつて、単に「食物を享受する」(bhuj)とと ちの非氏族員が、夫々表わされる。このことは、同じ語源 に分つて考えるのが便利である。婆羅門に土地又は村が譲 与される場合には、個人又は数人に対して、村落の境界地 に分つて考えるのが便利である。婆羅門に土地又は村が譲 与される場合と、一人乃至数人、或は、数十人乃至数百 人の婆羅門に、一村乃至数村が譲与される場合とがある。 たつ前者について見よう。

nda)を譲与した文書に、その内の 三つを 次の通り記してsara という村の北の境界地に於ける五つの小区割(kha-七世紀後半、Valabhī 王朝の Śiladitya IIIが、Mada-

いる。

「第三の区割は、Kikaka によつて耕されている(prakrishta)43 pādāvarta〔の土地〕であつて、(中略)南は婆羅門 Saṅgaka に属する(sakta)土地である云々」p. 119, ll. 52-53.

「第四の区劃は、Kikaka に耕されている正に 10pā.

であつて、(中略)酉は名家(kula-putraka) Varuna に属する prachchīhā (詳しであり北は Karkkakaに

属する土地である」II. 54-55

する特免地婆羅門に対 西は王の公道であり、北は婆羅門 Sankara に属する られている(saṃjāita)brahmdeya の土地で あり あつて、東は婆羅門 Chamasa に属する brahmadeya 「第五の区割は正に Kikaka. に耕されている 5pā.で の土地であり、南は Dāsānaka として知

brah. の土地である」 II. 54-55

Śilāditya I が、Lūshā という村の土地二ケ所を婆羅門に 作されている。又、七世紀後半に、同じ Valabhī 王朝 譲与した文誓には、その二つを次のように記している。 とあり、之等の三区割は、Kikaka という農民によつて耕 Dundāsa 村の境界であり、 属する brahmadeya の土地であり、 南に於ては、 あつて、その境界は、東に於ては、Devasarman に に耕されている(prakrishta)120 pādāv. の土地で 「〔村の〕南の境界に於て、家長(kutumbin) Vāraka 西に於ては家長 Bhātaka 0

> に属する土地であり、北に於ては、家長 Ajjāsa - に属

する土地である」 C. P. S. I. 21-23

alluka に耕されている (prakrishta) 30pādāv.の土 Jajjyalluka に属する土地であり、北は Jajjyalluka 地であつて、その東は Jajjyalluka に属する土地であ 「〔村の〕東南の境界にて、村長(mahattara) Jajjy-南は婆羅門 Damila に属する土地であり、 西は

に属する土地である。」 ibid. p. 49, 11. 24-26

とあり、夫々、家長 (kuiumbin) 及び村老 (mahattara)

(355)

之等の孤立した幾つかの耕地を一人の農民 Kikaka が耕作 うに土地の所有者を以て、「某々に属する(sakta)」とか、 前後が一人の耕作地面積のようである。文書には、右のよ の Valabhī 朝の文書から帰納して、大体 100 pādāvarta しているのである。後者の場合は、可成り纏つており、他 と、所属者を異にした小区割の土地が錯雑して存しており、 によつて耕作されている。而して、前者の例によつてみる の持分の(pratyaya)」とかいう場合と、その土地の名に 「某々に誹されている (praktishta)」とか、或は「某々

グブタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

六世紀初の ない未墾地であつた。従つて、それらの土地は、 世紀末)pp. 76-77 り得たのである。それらは何れも、 を与えられんことを願つた 婆 羅 門の申請を 認可した(六 rāja Samāchāra-deva の治世に、郡裁判所が、 場合、即ち、Buddha-gupta の治世に Bengal に於て、 村の長老婆羅門が、村会に申請して未耕地を購入した場合 その生産物の一定量を享受したに違いない。唯、未耕地 でなく、耕作者たる「家長」(kutumbin)の耕作に委ね、 て、之等の土地を譲与せられた婆羅門は、自ら耕作するの 板文書に記載されていることを意味する。 F. I., XIII. とは、その土地が未耕地でなく、 場合とがある。而して、土地に名称が附与せられていると かも、 (五世紀末) 北西の境界に於ける 4khanda の土地、 村落の成員の 「某々として知られている(samjaita)」 という Valabhī 出 E.I,XV. p. 136. 少, 如き場合に始めて婆羅門の直接経営た 何人によつても、 Dhruvasena I 同じ南 Bengal に於て、Mahā-何人かに属し、政府 村落の境界地であり、 持分を要求せられ の文書の 北東の境界 例えば、 未耕地 従つ 0 の 銅

> 必要であつたのである。 の如く漢然と表現し、さてこそ、境界割定と面積の測定がの如く漢然と表現し、さてこそ、境界割定と面積の測定がに於ける 4khanda の土地」p. 321; 1.13.

本分割の共有地として一定の持分を有しているのであつて、 その土地の生産物の一定割前を享受するにすぎない。かゝ をの土地の生産物の一定割前を享受するにすぎない。かゝ をの主境経営を許されても、事実上は、上級所有者として、 生の主でとして一定の持分を有しているのであつて、 の事を譲与せられた婆羅門は、文書の上では、 まの土地の共産地として一定の持分を有しているのであつて、 の事を譲与せられた婆羅門は、文書の上では、 まの主では、 はつてもの。 の事を譲与せられた婆羅門は、文書の上では、 を可しているのであつて、

叉、Panjāb 東部の王 Samudrasena が、Sulisa 村全体

与せる pp. 238-239. (asesha)を、婆羅門の団体に、神の agrāhāra として譲 如きは、その一例である。但し、 譲与

せられた村の内部の土地所有関係は、グブタ朝文書には明

示したものがなく、後代の史料によつて、之を補つて見た

外なく、被譲与者たる婆羅門集団の成員各人に対して、明 細に「持分」を指示している。例えば、「八つの享受と共 い。グプタ朝以後の婆羅門集団への村落譲与文書には、例

に、二十の bhāga (持分) を譲与した」p. 237, 1.31. 又は、 「十の bhāg (持分) に分割せられた半分の村に於て、婆

羅門達は、等しい(sama)持分受領者(bhāginas)である」

叉、「村は 83 vritti に分けられた」、p. 295, l. 167. 叉は、 p.268.11.80-00 などの諸例より、村が bhāga [持分] に、E.I. XII. 「各人 1 vritti の保有者である」、p.243, l. 62. の如き諸例

而して、東 Chalukya 朝のVīra-Choda の文書に より、村が vṛitti 「持分」に、又稀には、村が vaṇṭaka 「持分」、或は、a psa「持分」に分けられてゐる。

グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

【取得分に】多少あるも (nyun-ādhika-bhāvena)

agrahāra となし、之より毎年、bhāga「持分」につ 五三六人〔の婆羅門〕に、五四四の数のbhāga(持分) き 1.5nishka の貢賦(kara)を定めて〔譲与した〕」 を指定して、(中略)三つの村を一つとなし(中略)

E. I., V. p. 87, 11. 180-184.

い agrahara が、二六一の「持分」(vritti)に分けられ、 Venkata I の文書には、数ケ村を合して形成された新し と見え、被譲与者の数と持分数は一致しない。更に、

り、各 vritti が五人の扶養を担当せしを知らしめる。 与者たる婆羅門には、amśa を単位として割当てられてお 各 vritti は、更に五 améa 「持分」に細分せられ、被譲

(357)

p. 302 参看 即ち、最初から被譲与者の数と等しく村を持E. I., XVI.

Vedānta の教師は二持分を得ている。 者の例では、象馭者の(ambashtha)一持分に 高下に応じて、持分数に相違が生ずべきは当然である。前 成員数に応じて、叉被譲与者がその団体内で占める地位 分(aṃśa)に分割しているのでない。被譲与者の家族 しか [3] 対し、 涸 は

之等の持分(bhāga)は何を基準として生れたものか、と

れる。 その意味が明確でない bhāga と bhoga の内容が理解さんかるとき、グプタ朝時代の文書に見える各種税賦の内、

「Asramaka〔村〕の婆羅門を始めとする、家長達、王国の Mahāraja Sarvanatha の村落譲与文書に、「Asramaka〔村〕の婆羅門を始めとする、家長達、

(kutumbinas) 及びすべての手工業者達(sarvva-kārūns)に命令する。(中略)〔との村は〕udraṅgaと共に、uparikra と共に(中略)譲与せらる。(中略)よつて汝等は、慣例の bhāga, bhoga, kara, hiraṇyaなどの pratyāya を差出し〔彼等の〕命令を聞くに従などの pratyāya を差出し〔彼等の〕命令を聞くに従などの p. 127, u. 7.13.

とある。 udranga は、「王(=国家)の為めに 蒐められるを通例とする収穫の持分」p. 170, n.l.であり upari-karaは「土地所有権を有していない耕作者に課せられる貢賦」 C.I.I., Vol.IIである。

多い。 「労働するとと」の意をもつ。従つて、kri よりすとと」「労働するとと」の意をもつ。従つて、kri よりすると、

karshaka(豊民)「鋤く。vāji, I kshetrakara(豊民 「土地を耕すE.I, XII)krishīvala(豊民)。の」の意p.243,L56, もの」の意°p.40,L36.)krishīvala(豊民)。の」の意p.243,L56, karuka(手工業者 p.116,L 26.)karmin(労働者 jbid.)

kiṃkara (隷僕) p. 175, l.5. kuta-kārikā (水運びの婢

p. 283, col. I. 等は、その一例である。従つて、 kara して、kara は hirayṇa 即ち「貨幣(による貢賦)」と の代償としての「貢賦」即ち「人頭税」のことである。 は本来、「労働奉仕」即ち「力役」を意味し、それの免除

がわかる。更に karaは、 られていることよりして、「現物貢献」の意味をもつこと 即ち「穀物」又は meya「量らるべきもの(穀物)が用い 相対して用いられており、時には、 kara代りに dhānya 多くの場合、「すべての kara

共に含めて、kara「貢賦」で表す場合がある。 kara を免除して」(sarvva-kara-visarjjitaḥ) とあつて、 「現物貢賦」(dhānya) も、「金納貢賦」(hiraṇya)も、 (貢賦) と共に」 sarva-kara-sametah 或は「すべての

持分権と享受地又は享受権を表すべきものである。 成員が、夫々村の内部と境界地に於て有する、持分地又は 前述したように、bhāga と bhoga は、氏族成員と非氏族 pratyāya は、「貢納」の意である。 而して、最後に問題の bhāga と bhoga が残される。 然ると

グブタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

享受地よりの生産物の一定割前、即ち「地租」の意に解す きは、税賦としての bhaga と bhoga は、夫々持分地と

斯く解するときは、右の文書には、同一内容をもつた両種 の税賦が相並んで存するととに気がつく。即ち、 と、別に kara が記されていることによつて明かである。 に「すべての kara を変払うことなく」(a-kara-dāyī) が、kara(貢賦)とは別個のものであることは、同じ文書 uparikara に相当る。(E. I., XXII.)そして upaklripta pta とupaklripta が記されている(C. I. II, p.233, 1.29:) を意味する。正に、bhāga と bhoga、及び udraṅga と は、土地の所有権を有せざるものよりの生産物の一定割前、 で、「持分にされたもの」の意であつて、「土地よりの生 klripta は、 Vklrip「持分になる」の受動態の 過去分詞 産物の一定割前」、即ち「地租」を,意味し、upa-klripta の文書にば、bhāga と bhoga に相当るものとして、klri 更に、グプタ時代の Vindhya 南側の Vākātaka 王朝 (359)

udranga 叉は bhāga「土地よりの生産物の一定割前」、

uparikara 叉は bhoga。「土地所有権を有していない

耕作者に課せられる一種の貢賦」。

「慣例の、王に属すべきでない (rāj-ābhāvya) karaそして、右の文書には、更に被讓与者に対し、

いて、い世己切り Harchavardhana つと皆には、に、被譲与者が、更に余分な貢賦を課することを禁じておとあつて、慣例として之迄王に貢納せられていた貢賦の外とあつ。

B. L. VII. (Pratyāya) と共にを(raja-kul-ābhāvya) 貢納(pratyāya)と共にら(raja-kul-ābhāvya) 貢納(pratyāya)と共にら、フ、七世紀初の Harshavardhana の文書には、り、又、七世紀初の Harshavardhana の文書には、

とあり、更に以後の文書には、 〔譲与する〕 [p.158, l.11.

「王室に属すべきすべての貢納と共に」(rāia-kulīyasamasta-pratyāya-sametā)pp. 321-322, ll. 35-36. 。。。。。。。。。。。。

「王に取得せらるべきすべての貢納を附して」(rāja-「王に取得せらるべきすべての貢納を附して」(rāja-bhoga)・〔現物〕 貢賦(kāra)・貨幣〔の貢献(rāja-bhoga)・〔現物〕 貢献

刈共足」(samasta-rājabhoga-kara-hiraṇya-pratyāya-sahitā)」

udranga(地租)及び uparikara(貴賦)を免除し、之とあつて、之等の責納が、王即ち「王室」(rāja-kula)に居すべきものであつたととを示している。しかるときは、国家に属すべきものとすべきであろう。斯く解するとは、国家に属すべきものとすべきであろう。斯く解するとは、国家に属すべきものであつたととを示している。しかるときは、成立のであって、之等の責納が、王即ち「王室」(rāja-kula)にとあつて、之等の責納が、王即ち「王室」(rāja-kula)に

以下の貢納を、被譲与者に差出すべし。という意味である。工業者達)は、慣例として王に納むべきであつた bhāga 左受ける権利を被譲与者に与える。因つて汝等(農民や手迄王室に納められていた bhāga 以下の pratyāya(貢納)

次に、之等の王室に納めらるべき pratyāya(貢納) が、

である。こゝに於て始めて、グプタ朝文書に見える徴税官い。即ち、村より王室えの貢納という形をとつていることい。即ち、村より王室えの貢納という形をとつていることの. I. I. と記されていることが注意されねばならな「慣例の、村の貢納」(samuchitā grāma-pratyāya)」「慣例の、村の貢納」(samuchitā grāma-pratyāya)」

内

Dyutivarman の譲与文書には、命令を受ける関係者の中 例えば、六世紀より七世紀にかけて Almora に 拠 つた た、といわれている。しかるに、之等の政府の徴税官の外 穀場より移動するを許されなかつたが、之が為され終る迄 Aurel Stein の註釈によると、古代印度の地租制度では ginī には、khala-pāla「打穀場の番人」という語が見え、 国家)の分前の徴収を「土候の為に、監督する者」p.205. る農民によつてつくられた穀物の生産物の内の王(即ち、 之は、現今尚ほKāthiāwād や Kachh で、現物納税をす 官吏を列記しているが その内に、dhruv-ādhi-karaṇika としての bhāgika と bhogika、及び bhāgin と bhogin 国家の持分が持ち去られる迄は、生産物は村人によつて打 を表す語として用いられている。Kalhaṇa のRājataran-の存在の意味が理解される。Gujarāt の Valabhī 王朝の に、bhāgika と bhogika が相並んで文書に見えている。 に長時間が経過するので、特別の監視人を雇つて番をさせ 「dhruva の監督者」という官吏がある。 C. I. I., の Dharasena I 文書には、土地譲与に関係ある諸々の

> とあり、その子 Vishnuvarman の同種文書にも、 ibid. p.119,ll. 8-9. 者、及びすべての那の長(vishaya-pradhāna)その vāsika (司法官)、kaṭuka を始めとし、爾余の隷属 他の、近隣の家長達(prativāsi-kuṭumbinas | p. 115,1. の成員の長達)、を始めとする家長達(kuṭumbinas)」 「bhogika、bhāgika、karika、kulachārika(支族 「vishayapati (郡長)、bhogika、bhāgika、dāṇḍa-

とある。叉、之と同じものに、bhāgin と bhogin があり、(361) 例えば、五世紀より六世紀にかけて Kalinga に拠つた前

Ganga 朝の Anantavarman の文書に、

gika は、後述の西 Chalukya 朝の Buddha-varasa の 文書に見えるように、支族の長達(kula-pradhānās)と とある如きはその一例である。之等の四つの語の内、bhopadās) J p. 135, 11. 10-11. 「vishayapati(那長)、grāmapati (村長)、bhāgin 〔遠〕bhogin〔遠〕などの郡の人々(vishaya-jana-

五五

グブタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

共に、譲与せられた土地の面積を測り、 与文書を起草するものとして文書に頻見することゝ符合し、 る。E. I. XIV. p. 150, il. 23-21.とのととは、同じ bhogika が、土地 ya 氏によると、bhogika という語は、bhoga 即ち「原則 bhogika られている。 E. I., XXIV 王)王を「六分の一特分者」(shadbhāgin) ともいふ。 王は生産物の六分の一を徴す(Mn. VII. 130) 故に、 として土地の生産物の六分の一を現物で徴収する国家 何等かの土地関係の官吏であることを示している。 Vaid-の持分を表す語として、今尚ほ Kathiawad に於て使用せ が、土地を耕作している小作人より受取る、通常六分の一 分」、の徴収者、 土地文書の作製にも 当るのである。 地譲与の場合には、土地の測量、境界の割定に立会し、又 ところと相補うべきものであつて、徴税者である為に、土 て bhāgika との関係は不明である。 が単独で使用せられている場合であつて、従つ を表し、bhoga という語は、土地所有者 とのことは、文書より帰納した 但し、之等は何れも 境界を割定してい の持 Î

「Arttani 郡 (vishaya) の mahā-mahattara (大

次に bhogin という話は、後代の文書に

村老)、bṛihad-bhogin(大 bhogin)pustaka-pāla (主簿)、kuṭakola(不詳)などの官吏(ādhi-kara ṇa)に「命令する」」 p. 143, 123.
と見える。maha 及び bṛihad は、何れも「大いなる」の意をもつ尊敬を表す形容詞である。之よりして bhoginは、村老(mahattara)と共に、村に関する「吏員」(ādhi-karana)であることが知られる。このことは、後述のBuddhavarasa の文書に見える bhogika が、「十二村郡集団」(dvadasa-grāmī)に属していることゝ符合する。しかし、之も bhāgin との関係を明示していない。

hikarana)であることが知られる。このことは、後述のhikarana)であることが知られる。このことは、後述のBuddhavarasa の文書に見える - bhogika が、「十二村Buddhavarasa の文書に見える - bhogika 及び bhogin は、即ち、右の四つの語の内、bhogika 及び bhogin は、即ち、右の四つの語の内、bhogika 及び bhogin は、中用いられている bhāgika 及び bhāgin との関係を明示していない。bhāgika と bhogika を明識したのは、恐らく、Vogel 教授が最初であつて 前者を「土地所有者」(land owner)、後者を「土地保有者」(land owner)、後者を「土地保有者」(land owner)、後者を「土地保有者」(land holder)と規定している。 この規定は偶々筆者の bhāga 及 びと規定している。

の徴税を掌る吏、後者は、村の境界地の徴税を掌る吏と解と bhogika の原義よりして、前者は、村の内部の持分地味で用いられているのではない。しかるときは、bhāgika

bhogika は、村の徴税吏であつて、 右の如き一般的な意

「bhogika Gellanannāka の兄弟によつて譲与せられた、1 khāri の種子を蒔く〔広さの〕土地、……… bhogika Varāhadatta の持分(pratyaya)の多くの土地は、〔譲与せられる〕p. 119, ll. 16-23.

グブタ朝(西紀四―八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

とあつて、bhogika は境界地に多くの「持分「地」」

(pratyaya)を有しており、叉、Kalinga の Gānga 王家の^ -----

Anautavarman の文書には、

たる(婆羅門)Mātrisarman に譲与せられる」

「 (Kindeppa 村は、) Achantapura の bhogika

E. I., XXIII. p. 60, 11. 9-10.

とあつて、bhogika が一村を享受しており、 叉、同じ王

朝の`Hastivarman の文書には、

manchi に勧告せられて(prati-bodhita)我々によ地を別の区割となし、(中 略) bhogika Buddha-

(363)

って (Nārāyana 神に) 譲与せられる」

E. I., XXIII. p. 66, ll. 11-17.

り、且つ有力者である。 Almora の Vishnuvaamanのすべきであろう。斯かる徴税吏は、自ら該村落の成員であ

rāja (P. I., XVII.) gajapati (p. 350, 1.69.) の如く、何れrāja (P. 322, 1. 37.) gajapati (p. 350, 1.69.) の如く、何れも官蹟を有せるもの、乃至は婆羅門であつて、その地位のあることを示している。

(地租)及び uparikara(貢賦)は、dhruv-ādhi-kara-以上によつて、村の税賦の内、国家に帰すべき udraṅga

五七

nika という政府の官吏によつて、又、 王室に帰すべき、bhāga 及び bhoga (地租)、kara (貢賦) などの「村の及びbhogike (土地保有者)を通して徴せられたととが知及びbhogike (土地保有者)を通して徴せられたととが知られる。即ち、之等の bhogika 又は bhāgika は、六ーられる。即ち、之等の bhogika 又は bhāgika は、六十七紀の Pānjāb の Vishmuvarman 文書に、

「bhogika´bhāika´karika (珠)、kulachārika-pradhāna(支族の成員の長達)、 などの kuṭumbinas(家長達)」 p. 119, 1.8

とあるより知られるように、kurumbinas(家長達)、即ち村の内外に持分地をもつ氏族成員中より選ばれたものである。即ち、前掲の Mahārāja Brahmadatta の文書に、「官吏の家長」(adhikaraṇa-kuṭumbinas p. 136, 1. 10. とあるもので、grāmika(村長)、mahattara(村老)などュ共に、「一 般 の 家 長」(prakṛiti-kuṭumbinas) E. I., XV. の内より選ばれた、村の有力者である。p. 136, 1.3.

Ē

- (一) M. Das Gupta, Śraddhā and Bhakti in Vedic Litterature. p.322. (The Indian Histprical Quartery. VoVI)
- (a) M. Weber, a.a.O. S.67. 参照
- (m) A. Stein, Kalhaṇa's Rājatarangiṇi. Vol II. p. 99, n. 1345-7 参看。
- (+) Prof. Vogel, Antiquities of. Chamba State. Part I. p. 122. (E. I., XIII. p. 117, n.4. 所引)。本書を見るを得ないのを遺憾とする。但し、教授は、南印度の史料によつて、この結論を得られたようである。

•					
池	和	佐	広	小	
田	田	膝	與	薬	執
		重	源	田	筆
	俊	29	太		者
記伐		Ėß	郎	淳	紹
					介
京都大学文学部	滋賀大学経済学部	京都大学文学部	和歌山大学文学部	京都大学文学部	

の知つている編年的研究の結果と差がある様

る。更に又遺蹟の性質から墳墓、

竪穴等の一

n

ついての把握も不明確な点が多い様に思はれ ひいてオホーツク式土器の編年的位置に

絵

解

說

プタ朝及び以後の印度に於ては、 グプタ時代の銅板文書 多く 土地

これは銀製錬

の最終工程を示 Ø 义

--

図

で ð 12

銀

製 鋉

一〇六

されている。

(1) 合かね(含銀銅と鉛)を南蛮絞

りに

銀鉛の湯は一緒になり、鉛壺に落

して、

この絵巻の、この図に先立つ二枚の図に示

南蛮絞りにかけた灰吹銀を採る工程

賦その他の具体的な内容並びに競界を辞記 を偽造し、 を記している。婆羅門がこの種の銅板文書 し、最後に、該文書の起草者と伝遠責任者 者を列記し、 行う人の系譜を記し、次に証人として関係 王とその系譜並びに紀年を記し、 その譲与その他の行はれた時の統治者たる る。その形式は一定しておつて、最初に、 式のその上級所有権が認められたことにな 捺されてあつて、 当るものである。 に保管し、後日の証拠書類とした。 銅板に所定の事項を刻し、 又は村落の譲与売買抵当の場合には、 **免税の特典を享受しているのを** 次にその譲与その他に伴う税 これの発行によって、公 之には郡又は政府の印が 之を郡又は政府 次に之を 地参に る。 .

(2)前条垂銀と唱え候品を、

灰吹床にて

弦床釜の中にしつらえ候事。 灰吹床に荒灰吹銀にて吹立て、 ち形の如くに相成族を垂銀と唱え、

に付、灰籠に取上げ留粕と唱え溜置き、 荒灰吹銀に吹立、鉛岩炉灰之中に有之候 る豊富な図版

中には数薬散杉山み栄男氏

式文化の最良遺蹟の資料集が六二頁にもわた なかつたかと考えられる。とまれオホ る事があれば一層完全なものになつたのでは 括遺物を中心に精細な型式学的研究に及ば

1ツク

属との合金もあり、 る。之等文書は大抵鏑板であるが、他の金 その文書を破ぜしたことを記した文書があ 知つて、ハルシヤヴァルダナC戒目王Dが、 級職人によつて刻せられ、 いる。之は銅職人その他之を専門とせる下 脱額を刻したものも現存している。 後の時代にその個所を抹殺し、 黄金のものも現存して 税賦の変更によ

とある。

に吹立候事

本文82図版62、 思はれる。

須伽二〇〇〇円)

一坪井

博足—

×

×

×

×

余儀ないとしても本書の唯一の欠点であると とつて高峰の花である点が現下の状勢のもと らぬ。最後に余り豪華な為われわれ貧書生に たことは学界の為に喜ぶべき事と言はねばな てくれるものもある――を主として出版され の図があつてわれわれを懐古的気分にさそつ

(版・網走郷土博物館、

野村許店

(3) 鍋三四升入位成を居、

この図である。それは

程に次いで最後に上質の銀をとる工程が 為粕流と申太床にて銀吹取候事。

右のエ

作いたし、 真中に 上銀の

木形を 以窪を

重灰一

盃入炉

荒灰吹銀を入置吹子壱挺差当て上銀

邬

内銀山の場合も原理的には同一であつた。

示すものであるが(生野鉱業所所蔵)、院

これは近世後期の生野銀山の製錬工程を

小藥田

(412)

ENGLISH SUMMARY

Vol. XXXIV No.4 1951

Studies in the Innai Silver Mine

Atsushi Ohada

The history of mining in Japan is a field hitherto little explored. The history of mining, especially the increase in the production of precious metals in the xvl-xvll centuries in Japan, is an important historical problem, because it is an important historical problem, because it is closely connected with the econonomic development of this country in modern times and, in this sense, with world history. When we take up the problem of silver production at the Innai mine we have to make investigation into the system of ownership dy the feudal lord, the mode of production, etc., in the light of the stages of development of mining in Japan. This naturally leads to the comparison of the comparison of the Innai silver mine with other mines. In view of the fact that there are only few mines whose historical records are better preserved than the Innai mine, a close investigation of its history seems to constitute the prerequisite to understanding the development of mining in Japan. The present article consists of chapters: I. The Mechanism of Ownership; II. The Form and System of Production; III. Trends in Silver Production: IV The Structure of the Mining Town. In the present number appears Chapter I, which deals with the administrative system of the Mine under the feudal lord and his incomes arising from the ownership. It may be noted that the system of mining here described of the Innai mine represents one of the mines of most common type, though there were, of course, exceptions.

A Study of Social Structure Under the Gupta Dynasty (VI-VIII Centuries)

Keishiro Sato

The discovery of a number of deeds inscribed on bronze plates dated pre-Islamic ages in India seems to throw a new light on the study of the village community in India, which has been little explored due to scarcety of data. During the period under the Gupta dynasty, IV-VIII centuries, blood relationship as binding forces of village community persisted, though declining, and sub-clans splitted from the original clan constituted the kernel of village association. In the viilage there was discrimination between the full members on the one hand and the unfree men and immigrants on the other. Such discrimination will be seen in the mode of alloting land, i.e. allotment within the boundary of the village and that on its border, as well as in the taxation system. Antagonism between the king and the village community emerged as the result of dispute over the right of cultivating uncultivated soil. In spite of such burning problems the village community had continued to grow until the Muslims invaded India and effected a wholesale change in social structure, imposing the Zamindar as a new taxation system.

The German Empire and the Culture Struggle

Gentaro Hirozane

It is generally accepted that Bismarck's so-called Culture Struggle